

約 束 事 項

- 1・酒類及び、公序良俗に違反するものの販売は行わないこと。
- 2・夜店出店者の主旨に準じ、低価格で学童でも喜ばれる商品提供を心掛けること。
庁舎内厨房については、屋外店舗では出せない商品提供が望ましい。
- 3・出店料は飲食店舗・一般店舗とも、2日間で1店舗10,000円とする。
庁舎内厨房及び、キッチンカー（1台）も同額とする。
- 4・1区画の店舗の電気使用量は3A（300w）以内とする。電気の容量等が判らない場合は事前に相談・確認すること。（発電機等の機械の使用は認めない。）
- 5・電気器具を使用する場合は、必ず出店申込書に器具名と容量(A)を記入すること。
（記入していない器具を使用した場合、出店を中止いただく場合があります。）
- 6・従業員名簿の記入、提出。又、従業員全員にこの約束事項を徹底させること。
（名簿にない方が従事していた場合、出店を中止いただく場合があります。）
- 7・店舗内の各種備品(持ち込み)の管理は出店者が行う。（原則、毎日持ち帰ること。）
備品等の搬出時間が限られていますので、撤去準備はお早めをお願いします。
- 8・店舗内の清掃は閉店後、出店者が行い出店に際して出たゴミは、責任をもって必ず持ち帰ること。会場のゴミ箱に捨てる事はできません。
- 9・飲食物の販売については、1区画につき1品とし、責任者をおくこと。
- 10・会場内に設置してあるゴミ箱の管理・清掃を積極的に行うこと。
- 11・販売商品等が売り切れた場合でも、夜店営業時間内は必ず1名は店員を配置すること。
- 12・次の時間は厳守する。

営 業	19日	午後 4：30	～	午後 9：00
	20日	午後 4：00	～	午後 8：30
搬 入	19日	午後 1：00	～	午後 4：00
	20日	午後 1：00	～	午後 3：30
搬 出	19日	午後 9：10	～	午後 10：00
	20日	午後 8：40	～	午後 9：30

（主催者の指示がある迄、車の出入りはできない。）

（搬入：規制開始時間30分前には車両の移動をするようご協力をお願いします。）

- 13・店舗内・店舗裏及びその周辺は禁煙です。喫煙は設置されている喫煙所へ。
- 14・その他、主催者の指示に従うこと。
- 15・上記の各項目を守れなかった場合には、その時点からと来年の出店をご遠慮いただきます。